

大学共同利用機関法人自然科学研究機構経営協議会規程

平成16年4月15日

自機規程第 27 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第10条の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構に置かれる経営協議会の組織運営等について定めることを目的とする。

(委員)

第2条 経営協議会は、委員23人以内で組織し、機構長が任命する。

2 監事は、経営協議会に出席して意見を述べることができる。

(議長等)

第3条 経営協議会の議長は、機構長とする。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した理事がこれに当たる。

(招集)

第4条 経営協議会は、議長がこれを招集する。

2 前項に定める場合のほか、経営協議会は、理事又は副機構長の求めに応じ、招集することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分)

第6条 委員は、非常勤とする。

(開催)

第7条 経営協議会は、必要に応じて開催するものとする。

2 経営協議会は、教育研究評議会と合同で開催することができる。

(職員の出席)

第8条 議長は、必要があると認めた場合には職員を経営協議会に出席させ、説明させることができる。

(議事)

第9条 経営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 出席することのできない委員は、書面をもって評決をなし、又は機構長、副機構長、理事に評決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみな

す。

3 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第10条 経営協議会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、経営協議会の議を得て機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。